

東京あだち校舎 課外活動 学内施設の優先について

体育施設以外の優先順位

- ① 本部団体(学友会、華又祭実行委員、体育会本部)
- ② 部活動団体(体育会・文化会)
- ③ サークル
- ④ 他校舎の部活動団体

体育施設(体育会のメインアリーナ・サブアリーナ、フットサルコート、テニスコート)の優先順位

- ① 部活動(体育会)団体
- ② 本部団体・文化会・サークル・
※本部団体の活動内容によっては部活動団体より優先する(学生全体のイベントなど)
部内でのレクリエーションでの使用の場合はサークルの優先順位と同等
- ③ 他校舎の課外活動団体

体育会メインアリーナの使用について

団体	メインアリーナ利用
部活動(体育会)団体	両面利用可
サークル 本部団体・文化会 (レクリエーションでの利用)	半面のみ利用 ※活動人数が40名を超える場合のみ両面利用可
他校舎の部活動団体	半面のみ利用 ※活動人数が40名を超える場合のみ両面利用可

※許可印が押印されている活動許可願に「ステージ側」か「入り口側」どちらを使用するのか教育支援課で記載するので、活動前にメールボックスをご確認ください。

フットサルコートの使用について

団体	フットサルコートの利用
部活動(体育会)団体	2面利用可
サークル 本部団体・文化会 (レクリエーションでの利用)	1面のみ利用 ※活動人数が15名を超える場合は2面の使用可能
他校舎の部活動団体	1面のみ利用 ※活動人数が15名を超える場合は2面の使用可能

音楽練習室の取り扱いについて

施設	団体
音楽練習室1	空き(サークル使用可能)
音楽練習室2	音楽研究会
音楽練習室3	吹奏楽部
音楽練習室4	共有(サークル使用可能)

※部活動に昇格すれば「音楽練習室1」を固定で使用できる

器具庫にある物は文化会部活動団体の所有物のため勝手に使用しない。

活動許可申請期間について(新ルール)

申請日	申請期間	申請可能団体
翌月(1日~31日) 例:8/1~8/31	毎月第1週目(月~金) 例:7/4(月)~7/8(金)	本部団体・部活動団体(体育会・文化会)申請優先期間 ※優先期間中の学内での活動は1週間に3日まで申請可。1週間に3日以上学内で活動する場合は第2週目以降に申請する。
翌月(~31日) (例活動日の1週間前~8/31)	毎月第2週目~活動日1週間前 例:7/11(月)~	サークル ※本部団体・文化会団体が部内のレクリエーションで体育施設を使用する場合は申請優先期間での申請不可

※本部団体・部活動団体が優先期間で申請した活動日については第1週目金曜日もしくは土曜日にHPで公開

【活動許可願(記入例)】

1/3

活動許可願(教育支援課控)

提出日	20〇〇年 ● 月 △ 日 (★)	※ボールペンではっきりと記入すること。	
団体名	●●サークル	顧問氏名	文教 太郎
申請者学籍番号	C2W00000	申請者氏名	文教 次郎

下記のとおり、学内の施設・備品を利用いたしますので、許可をお願いいたします。

記

活動内容	レクリエーション	活動人数	30	人
------	----------	------	----	---

活動日	日		時		利用施設
	●月 △ 日(★)	時	分	分	
	●月 △ 日(★)	時	分	分	体育館メインアリーナ 半面
	●月 △ 日(★)	時	分	分	フットサルコート 1面
	月 日()	時	分	分	
	月 日()	時	分	分	
	月 日()	時	分	分	

備品使用	備品名		数	貸出日	
	備品名	数		貸出日	貸出日
	バレーのボール	2	●/△		
	ネット	1	●/△		

【体育館・メインアリーナ、フットサルコート】
部活動(体育会)
→両面(2面)利用可
※両面(2面)または片面(1面)を記入する
サークル・本部団体、文化会のレクリエーション利用
→片面(1面)のみ
※利用可能人数を超えた場合は両面(2面)の利用可

文教大学教育支援課